Keio Associated Repository of Academic resouces

Reio Associated Repository of Academic resources	
Title	大化新政の地方浸透について:常陸國の場合
Sub Title	A note on the penetration of the Taika reformation (大化改新) in the provinces
Author	井口, 悦男(Iguchi, Etsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.30, No.4 (1958. 3) ,p.97(515)- 129(547)
JaLC DOI	
Abstract	It is a matter of common knowledge that the first imperial edict issued on the Taika Reformation, was ambiguous in its meaning. I have tried to explain how the Reformation influenced the provincial systems. I studied here "Hitachi no Kuni Fudoki", especially its passages on the reign of Emperor Kotoku (孝徳). I tried to explain how and when the Reformation was established in "Hitachi no Kuni" (常陸國). By studying from this point of view, I am lead to believe that Hitachi no Kuni was first organised when the "Bando Soryo" was installed there. It seems to me that it was shortly before the fifth year of Taika (大化五年,649A.D.). Kori (郡), subdiivsion of the province, was formed when Kashima no Kori (鹿島郡) was set up in the fifth year of Taika, And I suppose that it was in the fourth year of Hakuchi (白雉4年653A.D.) that the system of Gunji (郡司) was really established in this province. Further the more, I 'think Soryo (總領), the public function of which has not been duly appreciated by now, seems to play an important role in reforming the local administration at the beginnings of this Reformation Period.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19580300-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 大化新政の地方浸透について

常 陸 國 0 場 合

井 口 悅 男

は じ め に

常陸國の成立年代について

坂東總領について

常陸國における郡司制の成立について

四 常陸國北域の問題

む す

は じ め 12

究の特色とするところは、主として統一國家形成史上の問題として取上げられていることであり、その結果大和朝廷の と云えよう。それにも拘らず最近多くの研究が次々と發表され、種々の成果があげられて來ている。そしてそれらの研 大化前後の古代東國の問題については、史料が極く限られ、また斷片的であり、從つてその研究は相當制約を受ける

國家統一過程にあつて、古代東國の占める位置の大きかつたことが强く認識されるに至つている。そして特に大化新政

大化新政の地方浸透について

(五一五) 九七

實施に當つて、 この地方が重要なポイントを擔つていたことが明らかである。

研究の一助ともなり得れば幸いと思う次第である。 當る常陸地方の、 以下卑見の及ぶところを述べてみたいと思う。 中心とする考察を進めることによつて問題の一端を明らかにしようとするのである。そして大化新政は常陸の場合にあ ここにこの問題について少しく異つた觀點から追求してみたいと思う次第である。それは常陸國風土記が東國の 遣の記事から考究されて、 が先學の研究の前に順次明らかにされつつあるところであるが、なお新政につき今後に殘された問題も多いと云えよう。 ついては、古代東國の問題に關し多くの研究を發表されて來た井上光貞氏が、最近、紀の大化初年における東國國司派 であり、これらの事實を加えることにより、 のあること、すなわち詔にみられる如き整備された律令國家の制度に達するのには多少の年月と改變を重ねていること い制度が實施されているか、これを具體的に明らかにし得るとすれば、それは大化新政の實態の一面を把握し得たこと 直に實施されたかどうか問題とされ、疑われて來ているところで、色々の面から改新詔が檢討され今日その記事に ところでこのように問題の多いとされる大化新政の時期にあつて重要な位置を占めていた東國には、どのように新し しかるに一方大化新政については、果して根本史料たる書紀の大化二年の改新詔に述べられたそのままの形のものが どのように實施されていつたか、そこから如何なることが新政に關し發言し得るか、 大化新政當時の地方制度の動きに關し、幸い僅かながら史料を提供して吳れる事實に注目し、 新政當初の東國の狀況に言及し、その問題の一端を明らかにされたところであるが、 新政時の複雑な政治情勢を一段と明らかにするものと云えよう。 乏しい材料から云い得ることは極く限られてくるが、 先學の研究を踏まえながら 最近の大化改新の この點に 筆者は これを 部に 修飾

- 註(1) その主なるものを例示すれば、石井良助博士「東國と西國」(「法制史研究1」)、井上光貞氏「國造制の成立」(史學雜誌六〇 一一)、同氏「古代の東國」(「萬葉集大成5」) などその他林陸朗氏、 志田諄 一氏などの研究がある。
- 2 最近における 主なる ものを 二三あげれば 井上光貞氏「郡司制度の 成立年代に ついて」(古代學一一二)をはじめとしてそれに などの研究があげられよう。 (歴史地理八三―一及二) 誌上で發表された坂本博士及井上氏の改新詔の信愿性をめぐる論爭の他、 田中卓氏、虎屋俊哉氏、
- (3) 井上光貞氏「古代の東國」

## 、常陸國の成立年代について

を制度面から窺えば、 として取上げる常陸國の成立も例外ではなかつたと云える。 に詳しく、よく前後の經緯を物語つている。 わゆる放新詔の第二段に示される如く、從來の國造制に代る國郡制の施行に基くものに外ならないが、これから問題 我が國は大化改新によつて中央集權國家の誕生をみることとなつたが、 新たな國の成立にあつたと云つて過言でなかろう。それは云う迄もなく書紀の大化二年正月條の この國の成立については、 この時地方の受けた最も大きな改變は、 常陸國風土記の冐頭の記 事が それ 更

#### すなわち

賀。 問國郡舊事。 以東之國。于時我姬之道。 多珂國。 古老答曰。古者自相模國足柄岳坂以東諸縣。 各遣造別令撿校。 分爲八國。 常陸國居其一矣。 其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世。 摠稱我姬國。 是當時不言常陸。 遣高向臣。 唯稱新: 中臣幡織田連等。 治。 筑波。 茨城。 摠領目坂

大化新政の地方浸透について

(五一七) 九九

ことが示されており、 活躍する所のあつた「東國國司」については、書紀のこれらの記事を分析された井上光貞氏によれば、 る新政下の國が常陸國を含めて成立していたとも考えられて來るのである。だがこの改新直後の時期に新政施行に關し 之道分爲八國」とあるのに合致するかにみえ、東國にあつては改新の直後にいちはやく八人の「東國國司」 ける彼等の新政施行の結果からその功課を論じているのであり、「東方八道」と云い、國司八人と云い、 政施行の詔を賜つているのであり、更に同二年三月甲子、辛己條によれば、「東方八道」の國司八人について東國に於 國司の名は、六月の蘇我氏覆滅直後と云うべき大化六年八月庚子條に旣に見え、彼等を特に召し、然も東國に對する新 前から書紀に見えているのであり、この問題に關する記事を廣く眺めた上で考うべきであると云えよう。ところで東國 るが、これをそのまま受け入れることは改新詔が問題とされるばかりでなく、特に東國に關し、東國國司の名がそれ以 のであろうか。このことは改新後の中央集權國家の實質的發足年代と密接な關連を有する問題であり、 にあつてはこの とあつて常陸國は改新後の孝德朝に及んで「我姬」地方新八カ國の一つとしてはじめて成立をみたのであり、大化前代 政區 ところでこの冐頭の記事は孝徳朝という以上には何もこの國の成立年代に關し物語らないが、それは何時とみられる はいずれも當時の大族が任命されていることが知られるばかりか、 一劃の變遷が對比して示されている。この冒頭の記事は常陸國の成立に關し、そのまま受取つてよいと思う。(1) 勿論一 地方には、 應國郡制の施行を述べている改新詔の出された大化二年正月にその成立年代を求めることも考えられ 般の國司と同一にみることの出來ない極く短期間で復命している特殊の意味を持つ國司である 新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の六國が存在していたことを述べ、大化前後の新舊の 國司として制度上令制のそれとは異つて 風土記の「我姬 この時の「東國 見逃し得な に統治され

よう。 急がれたとみられる新しい國の成立に關してすら、改新後苦干の年月を要したことを認めなければならないのである。 記に常陸の新郡成立初見が大化五年とする點から考慮するに、下限とみられる大化五年により近しい頃にあつたと云え して更に今臆測することが許されるならば、その間の何時がその成立時期としてより確實性を有するかと云えば、 風土記冐頭條に述べる如く高向臣、 たことをまとめてみると、 期までに既に常陸國の成立がみられていたと考えられ、大化五年にその下限が求められて來るのである。以上述べる來 か かる臆測はともあれ、これまで考えて來た事實に誤りがないとすれば、律令國家の基盤を構成し、その成立が 常陸國は改新後はじめて置かれたが、その時期は大化二年八月以降大化五年の間に求められ 中臣幡織田連が坂東地方に新任して來た後に成立したものとみられるのである。そ 風土

- 1 風土記冒頭條の記事について、井上光貞氏は多少の混亂がみられて問題であると云われている。 なく受取つてよいものと思う。 みるのが正しい讀み方であろう。 のうがち過ぎでなからうか。この記事は改新前の六國が改新後どの樣に呼ばれるようになつたかについては何も述べてない 如くとの記事が改新の時「右の諸小國は縣になつた」と述べていると讀まれ、そこに混亂を認められることは、い 國のあつたことが述べられており、 況と、改新による國郡制成立期の狀況がそこに重複して語られているとされるのである。(「國造制の成立」史學雜誌六○─ 一、「大化改新」六九頁要選書所收) それにしても、この記事が孝徳朝に常陸國がはじめて設置されたと述べている點は何ら疑點 そとから改新以前の國造制成立期の地方の狀況を予想し得ると云えようが、氏の云われる 確かに氏の指摘される如く「足柄岳坂以東之諸縣」とあり、 この記事は國造制成立期の 大化以前に常陸 ささか 地方に小 狀
- 2 井上光貞氏「古代の東國」(「萬葉集大成」5 歴 史社會篇所收) 三四〇一 一四一頁
- (3) 井上氏前揭書三四一—四三頁

#### 一、坂東總領について

必要があると云えよう。 書紀には傳えぬ所でもあり、また次に述べるように總領については問題のある所とされているので、一應檢討してみる は述べているのであるが、果してかかる坂東總領が存在したかどうか、筆者はその存在を認めんとするものではあるが が氣付かれるのであり、そこに坂東總領とでも稱すべき總領の存在したことが考えられるのである、このように風土記 **冐頭の條にははつきりと「摠領自坂以東之國」と述べ、それは坂東全體を統治し、** とは、この二人の外は「國宰」或は「國司」と記しておるのであり、そこに區別のあつたことが認められるばかりか、 單にこれだけのことであるならばそれは或る國司を總領と記しているに過ぎないとも解せるのであるが、そうでないこ 中臣幡織田 新置或は分置の際にその名が見られるが、 常陸國の成立年代に關連して、次にここに問題として置かねばならぬものに總領のことがある。 連の着任後、 常陸國の成立がみられたと思うのであるが、風土記では、信太、行方、香島、石城・多珂、各 面白いことに彼等を一切國司と云わず總領と云つている點が注意される。 總領する意味での稱呼であつたこと 前述の如く、高向臣

ら別とすれば、その外の場合については單にその名稱を傳える程度であり、その官職としての性格が不明瞭であるば 方に總領の置かれていたことが考えられるが、いま筑紫の場合は記事も多く、それに後の大宰府の前身と考えられる 風土記にその例を拾うことが出來るのである。それによると筑紫大宰、竺紫惣領、 總領なる名稱は、 伊豫摠領、 この風土記にのみ見える特稱ではなくて、それと同等の官職を意味する名稱と共に、 などみえ、結局、これをそのまま問題なく受入れるならば筑紫、周防、 筑紫摠領、 吉備、 周防摠領、 伊豫そして坂東の 書紀及播磨國 吉備大宰、 地

大化新政の地方浸透について

りか、或る所で總領と記されたものが他の箇所で國司と記されているように、國司と總領との間に記事上判然とせぬ所のか、或る所で總領と記されたものが他の箇所で國司と記されているように、國司と總領との間に記事上判然とせぬ所 が隨所にみられるばかりか、その名稱のみえる範圍が極く限られ、天武紀より文武紀の間でしかなく、 短期間であることが注目されるのである。 年代的にかなり

官が國司の上の官職として存在したと云われている。 ものとみられるとされ、 土地の特殊事情に應じ當初領域に廣狹があり、 判の上に立つ意見とは云われないのであるが、しかしこの考え方は博士以後の肯定説側にあつて基本的に突ぬかれてい としては、古くは武家名目抄に、また早く喜田貞吉氏が、坂東總領を含め特別の地域について數カ國を統轄する特別のとしては、古くは武家名目抄に、また早く喜田貞吉氏が、坂東總領を含め特別の地域について數カ國を統轄する特別の の廣い土地の特殊事情により、分化後置かれた國司の上に立つ曾ての國司がなお必要とされ、これが新國司と區別され ると云えるのである。すなわち坂本博士はかかる肯定説を一步進められて、大化以後、國は徐々に成立をみたが、その するが如き總領なる官職の存在を疑われ、常陸國風土記の記事の場合も書き方の杜撰とみられるのである。 呼稱の曖昧かつ矛盾する點を一つ一つ衝かれた博士は、これはむしろ國守の官職の字句の一定しない時にこの樣に書き 示した考えられる點が濃厚であり、從つて筑紫の場合を別として、この他の地域に於いて國司の上に立ち、數カ國を統轄 觸れるとしよう。 總領或は大宰と呼ばれていたのであり、その職掌は國司と同樣であるが管轄區域が廣く、 この様に記事上判然とせぬ所のある總領について、先學の意見がどの樣であるか、いまその主なるものについて簡單に 先ず否定説からはいるとするが、それには津田博士の意見があげられよう。いま一寸觸れた如くその 結局淨御原令以前より存在した官職として、その一時的存在を認められるのである。 廣い地域はその後分化されて行つたと思われるが、その時にあつてもそ かかる意見は津田博士の意見が出される前のものであり、 地位として國司の上に立つ 一方肯定說 また最近 記事批

軍事、 り、 廣く當時の史料に目を向けられた結果、 肯定説を出された家令俊雄氏は、 內各地に水城その他防備態勢を整えたことを考えるとき、それら總領の置かれている場所の 要衝にそれぞれ當つていることに考えを及ぼせば一應うなずかせるものを持つと云えよう。 國の場合といい、又特に筑紫、 とらえられたものとして傾聽に價すると云えよう。 その間にあつてその職掌が解明されるとされ、結局大寶令施行以前に暫定的措置として短期間特別の地域に置かれ、 國防の任を帶びて數ケ國を統轄した官職と、 周防、 總領に關する史料が限られ、 伊豫、 總領なる官職は、 吉備の場合は、 結論付けられるのである。 勿論職や監が果してその範疇に置かれるかどうか疑問であるが、 烽 改新時の新羅などの對外關係の緊迫に目を向け、 その性格をそれ自體より明らかにし得ぬ點に留意され、 燧、 弩師、 職 • 監と有機的連鎖的關連を有するものであ かかる氏の考察方法は大局的な觀點より 地理的位置が、 瀨戸内海の そして國 東

稱が曖昧であり矛盾する點を追求されることから否定的結論を出されている感が濃いと云えよう。 ころはいまおくとしても肯定説側も必ずしも津田博士の疑問とされる點に答える方向で意見を述べられているとは云え この樣に數カ國を統轄したとみられる總領について賛否兩論がみられるのであるが、 また博士の意見も、 總領の官職としての存在が不明瞭であり疑問とされる點から先ず出發し、 筆者のみる所によれば、 史料を檢討するに呼 古い

田博士が否定的結論を導かれる史料が、 ところで筆者は初めに述べた如く、 總領について肯定説をとるのであるが、それが如何にして認められるか、 質は肯定さるべき史料であることを風土記のそれについて述べることからはじ

「客屋図」に言いめよう。博士は、

常陸國風土記にも總領高向大夫の名が見えてゐて、 其の書きかたは頗る曖昧であり、 特に卷首に於いてさうである

大化新政の地方浸透について

であつたとしても、 うという運びとなつて、 自坂以東之國」と明記される記事は、 區域も異ると云われているのであり、そして筆者はこれら「東國國司」 前述の如き最近の井上氏の意見にすれば、書紀にみえる大化初年の「東國國司」は短期の特別なものとされ、その管轄 東國の國每に國司があり、數カ國を統轄する總領の名が見えぬからとして否定されてしまうのはやや早計と云えよう。 そうなのであるか此處に擧げられていないので今問題となし得ないが、孝德紀の記載以下の條については書紀に、 と云われている。 が、 總領するもののやうにいつてあるのは、書きかたの杜撰すべきである。」(「日本上代史の研究」一九七頁) なものがあつたらしく見えないから、 孝徳紀の記載によると、 しかし博士が風土記の書き方の曖昧さ、特に卷首がそうであると云われているのは、 他の地方に同様の名を窺えるのであり、その存在は一應肯定するのが妥當と云えよう。 東國にあつては坂東總領のもとに八カ國の成立がみられたと考えるのであり、 大化のはじめに東國に派遣せられたものは國ごとの國司であつて、數國を統轄するやう 何ら他の記事と矛盾するとならないのであるから、 此の總領もまた國の長官と解すべきもののやうである。 の歸任後に初めて全國的に新しい國を制定しよ 例えそれが正史には傳えぬ所 卷首に坂東地方全體 風土記の 具體的に何 然も文武紀 「摠領 處

野朝臣小足爲吉備摠領。 以直大壹石上朝臣麻呂。 爲筑紫摠領。 直廣參百濟王遠寶爲常陸守。(傍點筆者) 直廣參小野朝臣毛野爲大貳。 直廣參波多朝臣牟後閉爲周防摠領。 直廣參上 毛

四年十月己未の條によれば

使い分けられていることは兩者の間に官職として區別があり、 とあつて、 連の總領敍任の記事がみられる所に並記して常陸守の名が擧げられており、 總領の存在したことを明示すると云わねばなるまい。 ここに明らかに總領と國守が

また持統紀四年七月辛巳の條によれば

大宰國司皆遷任焉。

とあり、これは喜田氏も引用された所であるが、 存在したことが考えられると云えよう。 この例によつても兩者の區別の存在、 ひいては國司とは別箇の總領の

あろう。 職掌を考えるに際し大いに注目してよい點と思う。 織田連等。摠領自坂以東之國。于時我姬之道。分爲八國。」と明記している事實から出發する。これは地方の律令體制確 記事自體の中に、 令氏は從つて前述の如き方法によつて從來の說に加えられる意見を出されたのであるが、ここで考えるに、 にはなお充分答えたとは云えないと思う。確かに總領に關する少い史料よりその職掌を導き出すことは困難であり、 ついて從來考えられて來た數カ國を統轄するものと云う以上に考えられないとすれば、津田博士の記事批判による疑念 あるが、風土記にあつても彼等が常陸に着任したとする明證はみられないのであり、坂本博士の先程の意見にもみられる 立に際しその基盤ともなる國の成立が坂東地方にあつて先ず坂東總領によつてなされたと述べていることであり、 よう。それは再三これ迄引用した記事であるが常陸國風土記に「至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世。遣高向臣。 .連が常に新郡の成立に際し關係し、その許可のもとに成立をみていることが認められることにも注目して然るべきで しかしかかる例を擧げることによつて國司とは別箇である總領が存在したことが確かめられるとしても、その職掌に 今日坂東地方にあつて常陸國風土記しか伝わらず、常陸の場合についてのみしか彼等の活動は知り得ないので 從來の說の見落している彼等の職掌を見出し得ることに氣付いたので、ここにそれを述べてみるとし そればかりでなく、坂東に總領として派遣された高向臣、 なお總領の 中臣幡織 中臣幡 その 家

大化新政の地方浸透について

化後、その一部分である國司の任にあつたとしても一向矛盾するには當らないと云えよう。 領につき、 れる數カ國統轄ということは結果論であると云えよう。その後の領域の分化に伴い、 朝廷の新政實施に際しての大きな意慾が見出せるのではあるまいか。從つてかかる觀點よりすれば、總領の職掌とみら 消滅してしまつたについては、 れるが、 う。このようにみて來ると、これら當初派遣された總領(かかる名稱が當初なかつたとしても)は、當時の別の地域の 國司やまた後の國司とは異るものであり、新政に當つて大きな意味を有するものであつたことが考えられよう。 れていたことは、 し特に新政施行を强力に推進するための重要な任務を擔つて、派遣されたものとみられる。 等の姿は、 いるということに他ならない。これが認められるとすると、 如く恐らく坂東全體に關し、 (天武紀元年三月丙戌條) スになし得たため、早くその必要性が薄れるに至り、 數カ國統轄が彼等の官職として本來的に有した必要條件であつたとは云えまい。 朝廷にとつて重要地域であると認められることからするに、 彼等總領が、 カ國の名を冠する點からの總領に對する疑義はこの點からすれば問題とはならないと云えよう。 壬申の亂に際し、近江朝廷側がこれらの地域に特に人を派遣してここをおさえようとして をみても明確であり、 新政當初期にあつて特別の地方を律令體制化する强力な推進の中心となつて大幅な活躍をして かかる彼等の活躍がみられたと思われるのである。とすると、 當初彼等の重要の任務とされた新政への移行が、 新政實施に當つても當然注目される地域であつたことは認めてよいと思 國司のみにて充分になるに至つたので順次消滅し、 今日總領の名の窺える地域が、 總領は朝廷から新政當初期に、それらの地方に關 舊勢力に對する妥協から、 かかる事態を生じたことが認めら 津田博士が周防總領、 そしてかかる意味の總領 これらの地域が特別重視 筑紫、 そこに導き出されて來る彼 周防、 伊豫、 非常 その後の律 る たス 伊 事 豫總 實 厶

令には残されぬ官職となつたとみられるのである。

紀に坂東總領の名を傳えぬのは疎漏によるものであり、そして八カ國を統轄すると述べることは强ち風土記の誇大表示 されていることは、 せぬ狀態にあつたことから、 田博士は史料上の曖昧なる點から總領を否定されるのであるが、筆者はこれらの記事が筆錄される當時 博士とは反對に、 かかる矛盾が残されることになつたと考え、 その官職が一時的に存在したことを示すものと解釋する次第である。 然もなおそこに

断片的ながら總領 かくして書 の名稱の殘 旣に判然と

と

のみ云えないと思うのである。

する國司以上の官職とみるのに止まつているのに對し、それは新政の進展に伴い結果的にその樣に變化して來たのであ 認される。 低くみがちであつたのに對し、一時的官職とは云え敢えてその高い役割を果した官職であつたことを主張するのである。 たと考えるのであり、 みるのであり、 說をとるものであるが、 所に並記して常陸守の名がみえていることから考えるに、他の地方のそれより一時期早く坂東總領は廢されたことが この樣にして筆者は總領 ところで最後に坂東總領は何時頃迄存在したとみられるのであろうか。 彼等は元來、 それ以後は一 新政着手早々の時期こそ、 新政の着手期に當つてその先鋒としてこれを强力に推進するところに官職としての本來性があつたと 從來ややもすれば總領について、大化新政に於けるその役割を、その後の狀態から判斷する余り、 いささか從來とは意見を異にすると云える。 應不明とみられるが、 (かかる呼稱が當初より與えられていたか、否かはここでは問題外とする。)について、 他の地域の國司、 ただ先にあげた文武紀四年(七〇〇)十月己未の條の、 又は後の國司と大いに異つて、重要性を有した官職であつ 從來の肯定說が、重要地域にあつて數カ國を 風土記によれば白雉四年 (六五三) 總領敍任の記 までは確 肯定

大化新政の地方浸透について

(五二七) 一〇九

### これから予想されるのである。

- 註  $\frac{1}{1}$ いま總領の名の窺える主なる個所を参考のためあげておくとすれば、推古紀十七年庚子條にみえる「筑紫大率」を初見とし、 郡廣山里條などである。 文武紀四年六月庚辰條に「竺紫惣領」、文武紀四年十月已未條に「筑紫摠領・周防摠領・吉備摠領」、それに播磨図風土記揖保 以下天武紀八年三月己丑條に「吉備大幸」、同紀十四年十一月甲子條に「周防摠令所」、持統紀三年八月辛丑條に「伊豫摠領」、
- 2 例を一寸あげれば前註にあげた持統紀三年にみえる「伊豫摠領」 天武紀元年三月丙戌條では「吉備國守」とあるなどである。 となつており、また吉備について前註にみられる時代にあつては の田中朝臣法麿が、 「吉備大宰」「吉備摠領」とあるにも拘らず、時代が一寸溯る 持統紀五年七月壬甲條には「伊豫國
- (3) 津田左右吉博士「日本上代史の研究」一九六―二〇一頁
- (4) 武家名目抄・第五十二册・職名部三十摠領地頭の項
- (5) 喜田貞吉氏「東國考」(歷史地理三七—二)
- (6) 坂本太郎博士「大化改新の研究」五三一―三二頁
- (7) 家令俊雄氏「上代に於ける總領の研究」(藝林四―二)
- 8 (5)参照。喜田氏の論文では誤植のためか、「持統天皇八年」となつている。

# 三、常陸國における郡司制の成立について

所についても云えることであり、 成 公立の起 旣に述べて來た樣に、風土記冐頭の條は、 郡 司の任命 命の起源に關しては殘念なことに少しも觸れては吳れないのである。それはまた風土記 從つて常陸國に包含されるに至つた曾て國造制下にあつた六國は、 常陸國の成立したことを物語つているが、その下級組織である郡 何時郡 (評) の (評) 他 とな の箇 の

ける郡司制成立期に關する一つの展望を提示することが出來ると云えよう。 明示する記事は見られないのである。 り郡司が置かれ、 郡司制が開始されるに至つたか、それは常陸國の成立と如何なる關係のもとにあるのか、何らそれを しかし次に擧げるような手掛りをもとに考察を進めて行く時、そこに常陸國に於

るのである。 國の領域を大化後に新たに分割して誕生して來た新しい郡なのである。そして更に前者について一例すらもその郡の成 大化前には國として存在しなかつた名稱の郡(信太・行方・香島・白壁・石城)の二つである。然もこれらは面白いこ 立年代を示してないに對し、新しい郡の場合はその殆どが、その成立由來、年代を記していることが興味深く氣付かれ とに郡としての成立由來を異にするのである。それは前者が舊來の國の移行による郡とみられるに對し、後者は舊來の つは大化前の國造制下の六國の名稱をそのまま繼承する郡(新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂)と、もう一つは さて、風土記に記載されている郡の名を考えて見ると、その名稱から二つのグループのあることに氣付く。すなわち

その年代を今此處に示せば孝德朝であり次の如くである。

太 郡 癸丑年

行 方 郡 癸丑年

香 島 郡 己酉年

石 城 郡 癸丑年

以上の四例より常陸國にあつて、 大化新政の地方浸透について 郡が建てられた年代として史料上確かめられ、 然も最も溯る例は、 己酉年、

(五二九)

る。今求められて來た二つの年代は、 雉四年(六五三)であり、この時は常陸國の各地域に於いて一齊に三ヵ所もの郡の成立のみられていることが注目され 大化五年 (六四九)であり、香島郡の場合であることが認められる。またその次に擧げられるのが癸丑年、 新しい郡の成立年代であるが、これは以下常陸國に於ける郡司制成立期の問題を すなわち白

考えるに際し注意すべき年代と云わねばならない。

ことが予想されるのである。 が多分に考えられるのであり、 よれば、 更に同條には「其郡司並取國造性識淸廉堪時務者。爲大領少領。 たことは云う迄もないが、 郡を設け郡司を置くという郡司制は、大化改新彼地方制度が再編成されるに際し、國の下級組織として誕生されて來 「其大領少領才用同者。先取國造。」とあり、また常陸國風土記をみるに從來の六國—六郡との行政區 書紀大化二年正月甲子の條の所謂改新詔第二段に、「初脩京師。 從つて多分に從來の國造制下の國が、そのまま新政後の國の下の郡として再組織された 强幹聰敏工書竿者爲主政主張。」とあり、 置畿內國司郡司。」とあり、 選敍令集解に 劃の移行

制の成立をみたとしなければならないであろう。先程來風土記にそれを明示してないとし、 上光貞氏の説によるとすれば、大化二年正月の改新詔その他によれば、この時國造制が廢止され郡司の制が整えられた 新詔はそのまま信ずるには問題があると先にも觸れて來たが、そこにみられる郡司の項に關し特にそれが云えるのであ ところで問題はかかる郡が何時成立したかと云うことである。改新詔の如くであれば、その詔によつて間もなく郡司 制 に關し、 風土記が偶々記してないのであり、書紀のそれよりその疑問は解決されたともみられよう。 最近多くの研究がなされて來たが、今その端を發し、 且つそれらのうち代表的な見解とみられる井 常陸國のそれは不明である だがこの改

以後の詔にも依然として、 論ぜられているのである。 の用例を別とすれば國造の文字も書紀に見えなくなつており、これらから思い合せるに、國造制が廢止され、 ځ ことになるが、これには疑念があり、先ずこの詔のこの條項自體に後世の修飾の跡が認められるばかりでなく、 月の經過を要していることを認めなければならないのを知つたのであるが、ここに考える郡の場合については、 同前な國造としての働きを要求している例もみられるのであり、一方地方に事實上郡の成立した上限年代を求めてみる 多くの政治的折衝がなされたと思われ、若干の年月の過渡期準備期の設けられていたことを予想して然るべきと思われ 等にとつて國の成立の場合より、 上の施行とみたのはこの年にあつたと主張されるのである。 施行されるに至つたのは、 氏のこの郡司制から窺われた意見は妥當性の高いことが考えられ、 取つてこれ以上の大きな問題はなかつたものとみられ、 神宮雑例集所引の大同本紀によれば大化五年であり、また中央官制の整つたのは大化五年であり、 すなわち改新後この大化五年までは新政施行の準備期間であり、 廢止された筈である臣、 中央官制が整備され事實上の發足の年である大化五年と時を同じくするものと考えられると 彼等の生活に直接關係する先祖以來の領域の國家權力による改變であり、 連、 伴造、 例え國造の殆どが郡司になるとしてもそこに新郡領域に關する 先に國の成立について考察した際、 國造という呼掛けが用いられており、 かくして改新詔の發せられた時を以て郡司制の成立 中央官制、 やはりそこに若干の年 然も國造に從來と この年以降特 地方官制の 實に彼等に 郡 舊國 司 事 制 實 が

於いて建郡の年代を知り得る最も溯る例は、 さてここで常陸の場合についてそれを考えてみるとすれば果してどの樣なことが云えて來るのであろうか。 風土記にあつて先に觸れた如く、新しい郡の場合であり、 香島郡 の己酉年 或

大化新政の地方浸透について

年代と見做すことは出來ないと云えよう。

(宝三三)

ではなか 酉年が常陸國に於ける郡司制を考える一つの手掛りたり得るわけなのである。 て郡が置かれる樣になつたのではないかと考えられるのである。この樣に考えることによつて、 れないことなどよりみる時、 べた如く常陸國の成立年代が大化二年八月以降、大化五年の間に考えられ、從つてそれ以前に恐らく郡の成立は考えら 度會郡の場合も考慮されることであるが、「別置神郡」と述べる樣に、特殊の神郡である點に留意し、 那賀國造部內。 る例と、 七以十鄉分上。 ことが判明して來ることは勿論であるが、それと共に、風土記に香島建郡につき「下總國海上國造部內。 先ずこの香島郡にみられる建郡年代が、度會郡のそれと同樣に、今日史料上に確かめ得る、 論據として郡司制の成立年代が大化五年にあると云われているからである。すなわち井上氏の擧げられた建郡の最も溯 ばこれらより己酉年、すなわち大化五年が郡 上氏の意見の中で郡司制成立年代を考えられるのに建郡の上限年代を求められているが、 「難波長柄豐前宮御世。 (大化五年) 常陸國のそれとは正に時を同じうするのである。 つたかと云う考えが導き出されて來るのである。 なのであるが、それがこの年であることは注目に價する。それは今一寸觸れて來た所であるが、 度會乃山田原立屯倉門。」とあるところから、 寒田以北五里。 (中略) この最も溯る成立年代を有する香島郡は實は常陸國にあつて最も早く成立をみた郡の一つ 別置神郡。」(香島郡の條)とある如く、 時順以己酉年始立度相郡。」とあり、 (評)のはじめて制定された時とみなし得るとされ、 これを一つの重要な すなわちこの香島郡の成立をみる大化五年に常陸國にはじめ かかる一致は何を意味すると云えるのであろうか。 もし兩者の述べる所が同じ時の同じ場所のことであるとすれ また皇太神宮儀式帳に 從來の行政區劃を越えて設けられている點、 神宮雑例集所引の大同 建郡の最も溯る年代である 「而難波朝庭天下立評 香島郡の成立年代、 更に、第一項に 輕野以南 それ 前述 里。 また 給時 0) 己 井

はいつて行くとしよう。 も吟味しなくてはならないと思う。しかし香島建郡の事情からも考えられる所があるので先ずこれに觸れるところから 常陸の場合多少問題があると云えよう。この問題を考えるには、三郡の成立をみた癸丑年、すなわち白雉四年について ではこの大化五年を以て常陸國に於ける郡司制成立年代とみることで終つてよいであろうか。その點についてはなお

孝德朝と判斷する外、 ことが窺える。 されたことが判明するのである。そしてこの樣な神郡は選敍令集解によると、 て誕生していることが認められて來るのである。 言及している所で「皆是大幡主命末葉度會神主先祖也。」とあり、また持統紀六年三月の條に「辛己天皇不從諫遂幸伊勢」(キ) とあるのに續けて「壬午賜所過神郡及伊賀伊勢志摩國造等冠位」とみえ、この郡も伊勢大神の神郡としての性格をもつ たとみられるのである。そして同じ年に成立をみた度會郡についてみるに、 れたものと解され、香島之大神、云いかえれば鹿島神宮の神郡として、特殊な性格を持つ郡として、ここの誕生があつ あるかは云うまでもないことであろうが、風土記に「天之大神社。坂戸社。沼尾社。合三處摠稱香島之大神。 している人物が風土記に 「大乙上中臣口子大乙下中臣部兎子等。」(香島郡の條) とみえ、 恐らく彼等が新郡 (香島郡の條)とあり當時香島之大神を祭祀していた者が、中臣氏であつたことが考えられ、また香島建郡を總領に奏請 今も一寸述べた所であるが、「別置神郡」 これらの神郡が何時成立したかという點については、 今日明確にし得ないが、奈良朝初期に於いても全國にその數僅かと思われる神郡であるのに、そ と斷つている樣に、 結局いずれも神郡と稱すべき特殊の區域における特殊な郡として設置 香島郡が神郡と稱されていることである。何處の神郡で 前述の二郡の外、 先程述べた大同本紀に、 養老七年には前者を合せて八カ郡あつた 儀式帳にみえる伊勢國多氣郡が 度會郡 司に任 ぜら

大化新政の地方浸透について

ち大化五年に一 なるに至らなかつたと思われることである。 に從來の國造領域が國から郡に改められることになつたとしても、この樣な新しい領域を有する神郡の場合を除 から神社中心 返して述べれば神郡の設置ということから郡の成立がみられるようになつたのではないかと推測されて來るのである。 より從來の行政區劃を改組し、新たなる國郡制下の郡を設置しようとするに際し、先ず神郡の設置、云いかえれば國造領 は當然であろうが、大化新政時にあつては、それが一段と强められた事實の認められる點を考え合せるに、 めると同時に地方有力神を厚く崇敬して行つたことが考えられるが、その崇敬の中には政治的配慮も充分にあつたこと めずにはおかないと云えよう。それは、ここに大和朝廷がその領域を擴大して行く過程にあつて、地方豪族を服屬せし 朝廷と密接に結びついて益々その高い神威を輝かしめて行つた第一級の神である、 至るまで時を要したとみられるのである。 時のこれらの かかる事態がもし認められるとするとそこに更に次の樣なことが云えてくるのである。 更に再三繰返すようであるがそれらが郡の建置年代として最も溯る例であることは、 の郡の領域を新たに分離、設定する所から、それが開始されるに至つたことが推測されて來るのである。繰 郡までも大化五年に設置されていることが知られ、 應郡が設置されたとみられても、 郡の 郡司の人物構成は國造一 それは云いかえれば常陸六國が香島神郡を含めて七郡になつた時、 族からなつていたと考えられるから、 なお郡司制の實質的成立とは見做し難いということである。 然もその二郡がそれぞれ當時及其後の歴史上に なお郡としての實質的變化 伊勢及鹿島の神郡であることに目を すなわちこの神郡設置と同時 次の一つの推測を生じせし 大化新政に なおそれ は すなわ 明確に いてこ おい て

カゝ かる推測を更に確めて吳れるのが、癸丑年、すなわち白雉四年の三新郡設置の事實であろう。先きの大化五年の場

ある。 合にも恐らく事實としてあつたと予想してよいのではあるまいか。 ある。この樣に地方制度の完成までには、 合、大化五年にはじめて郡が設置され、郡司制が開始されたが、その實質的成立は白雉四年にあつたと考えられるので 實施 を所定數有する郡が整備され、ここに常陸國が完全な律令制下の國に脫皮して來たみられるのである。 年にみられたとせねばなるまい。すなわち、この時に至つて戸籍もなり、 知されると云えよう。この兩者の關連性が認められるとすれば、常陸國に於ける實質上の郡司制の成立は、この白雉四 の運びとなった事實とを、 今常陸國の郡司制度につき眺めて來たわけであるが、これと同樣な事情が、 直接に結びつける明らかな材料は見出し得ないが、その間に多分の關係のあることが 郡の場合と云い、先の國の場合と云い、 班田もされ、そして里制により編成され 多少の年月を要したとみられるので 今日確かめ得ないが、 結局常陸國の場 他の地方の場 た里

- 郡司制の研究は改新詔の信憑性の問題から出發し、それを解明する論點として取上げられ發展したと云える。そして評郡論 問題について」(歴史地理八三―一)、井上氏「再び大化改新詔の信愿性について」(同誌八三―二)、 なる論文を二、三あげれば、井上光貞氏「郡司制度の成立年代について」(古代學一—二)、坂本博士「大化改新詔の が焦點となって、 〔社會問題研究二―四・三―一・二〕 結局大寶令の郡司制に至る迄どの様な變遷を經ているか論究されているところである。いまこれに關する主 その他曾我部博士、板橋倫行氏などの研究がある。 田中卓氏「郡司制の成立」
- 2 井上光貞氏「郡司制度の成立年代について」(古代學一―二)及同氏「大化改新」一四一 一四三頁
- 3 津田博士「日本上代史の研究」六―九頁、丸山二郎氏「中臣氏と鹿島香取神」(「日本古代史新研究」) (「萬葉集大成5」三三 一四頁) 井上氏 「古代の東國
- (4) 神宮雜例集(群書類從卷第四)
- 5 八神郡の名を選叙令の記事から参考までにあげると、 伊 勢渡相郡。 竹郡。 安房國安房郡。 出雲國意宇郡。 筑前國宗形郡。 慰

國鹿嶋郡。下總國香取郡。紀伊國名取郡。である。

6 M 難波朝庭天下立評給時亡。(中略)以十鄉分。竹村立屯倉。 麻續連廣背督領。 礒部眞夜手助督仕奉支。」(「皇太神宮儀式帳

- 7 宮本教氏「里制の成立について―三十戸五十戸の問題を中心として―」(日本歴史五八) 群 類從 卷第一)
- 8 今宮新博士「班田收授制の研究」一八六一八七頁、同博士「上代の土地制度」一〇〇一〇一頁 宮本救氏「 |班田制施行年次について」(續日本史研究三―八) など参照
- (9) 村山光一氏「郷里制について」(史學二六一一・二)

### 四、常陸國北域の問題

質的成立年代などを問題として來たが、此處にそれらに次いで、新政によるもう一つのこの地方に於ける顯著な事實を 下に繰込まれて行つたか、そして地方に於ける大化新政浸透の實際面を明らかにしようと試みて、それぞれの制度の 物語るものとして、常陸國北域の問題が擧げられて來るのである。それは常陸國北域が改新後比較的長期間に亘つて行 政區劃の變更が續けられていることであるが、これに注目して來るとき、新政當時に於ける大和朝廷の北邊事情の反映、 或は邊境地域整備の狀況がここに如實に窺われると思われるからである。 これまでは大化改新により大きな影響を蒙つた一つの地方である常陸國が、どのような過程を經て變化を受け律令制 た樣に白雉四年に石城・多珂兩郡分割が知られるが、それ迄はこれらの地域は一つの地域であり、 常陸國北域は風土記よりするに、前項で一寸 改新以前は多珂

大化新政の地方浸透について

國造の支配する多珂國の領域に當り、

その範圍については風土記に

(五三七) 一一九

·妓

御狭日

命當所遣時。

以久慈堺之助河爲道

前。

陸奧國石城郡苦麻之村。

爲道後。

(多珂郡の

(條)

ことと云えよう。 隔往來不便」を理由としていることは、これによつてもその領域が他に比して如何に廣大であり、 條件を備えるのは石城地方と考えられることからも右の推測を裏付けると云えようし、 ことが推測されるのである。 城直美夜部」 に及ぶ、常陸地方の他の國に比して、遙かに廣汎な領域を有する國であつたことが知られるのである。 夏井川流域のこの地方で最も大きな平野のある石城地方を包含し、 られるに過ぎない地域であり、 地方に於ける二つの中心である石城地方と相馬地方を分離する、 の境界線が果して明確な一線を以て劃されていたかどうか疑問とすべきであろうが、比定せられた地域一 行く地域である。 の常陸國はその領域をその後の常陸國と異にし、今日の茨城縣の北境を遙かに越えて、石城地方を含んでいたことに氣 付くのである。 とあつて、それを正確に知り得る。そして、この多珂國の領域及白雉四年の石域・ と風土記にあるように、石城直を稱している所をみると、多珂國は實は石城地方を中心とする國であつた そこを流れる熊川が境界線をなしていたと考えられている。 ここに多珂國の北境としている陸奧國石城郡の苦麻之村は、 その多珂國が律令體制下に郡となり、 結局多珂國は南は久慈川口附近にはじまり、 そのことは今述べた如きこの國の領域全體を地理的に見渡して來る時、 自然境界としての條件を備える所であつて、 今猶稱道前里。 やがて白雉四年に至つて石城・多珂二郡に分割され、 北は今日の常陸國境をなす勿來の山を越し鮫川流域から 海岸近くまで山のせまつている小河谷平野が僅かにみ ここと北の相馬郡平野地方の堺をなす双葉郡の中程 當時そこに北境を置いたことは充分納 大化前代において蝦夷地に近いこの國の北 今日の考證によれば、 多珂二郡分割の事實か また古墳分布からも考えられる 地形的に一纒りと云 福島縣双葉郡大熊町 中心地域たり得る そして國造が「石 帶は磐城海岸 然も 成立當

その後も激しく續けられているのであり、 えない領域を有していたことが判明すると云えよう。 おける行政區 劃の整備の度合いが甚だ異つていることに氣付かれることである。 同じ常陸國でありながら他の地域の場合とはその北隅の廣い そして更に注目すべきは、 この地域にあつては行政區劃 すなわち續紀養老二年五月乙未の條 地域は 律 の變動が 令制

割陸奧國「之」 石城。標葉。行方。 宇太。 亘理。 常陸國之菊多六郡。 置石城國。 割白河。 石背。 會津。 安積。 信夫五

城郡、 とみえることからその後の變動の狀況が察知されよう。 するに、その後常陸國から陸奧國へ編入され、變更をみていることが知られる。 領域内にあつたとみられるが、今の記事に「陸奧國「之」石城」とあり、 そして風土記のこれらの記事がその當初のままとするならば、 註として「石城郡。今存とみえ、先程擧げた多珂國の領域の説明の所に とになると、白雉四年(六五三) 然もその新郡域はただちに常陸國の領域から離脱していることが判明する。 う以上には今日確め得ないと云えよう。 、國が養老二年に誕生して來たことを知るのであるが、そのことから常陸國の領域に關しもう一つの事實、 置石背國。 そして陸奥五郡と共に新設された石城國の領域にはいつているのである。 割常陸國多珂郡之鄉二百一十烟。 から養老二年(七一八)の間、 次に多珂郡側についてみるに、養老二年にここから菊多郡が更に分割新置され 名日菊多郡。 先ず石城郡側についてみるに、 白雉四年から靈龜元年以前という範圍に考えられるとい 或は風土記の成立年代を靈龜元年(七一五)以前とみ、 屬石城國焉。 「陸奥國石城郡苦麻之村」と記している所より また風土記に石城・多珂二郡 すなわち菊多郡は先に常陸國より離れた石 ではその變更が何時であつたかと云うこ そしてこの様な行政區 白雉四年の新置當時は常 分置の記事 劃の變動を經て すなわち を割 0

大化新政の地方浸透について

5

ばならず、それ以前にこの地域は陸奥國に編入されてしまつていることを認めなければならないのであるから、なお變(ダ) 常陸國北邊は改新後たびたびの行政區劃の變更を繰返した上に石背國と共に石城國が設置されるに至つたのであるが、 動はこの地域にあつて續けられなければならない狀況下にあつたとみられる。 この動きはこれで落着いたのでなく、その兩國も其後長く存續せずに神龜五年(七二八) は今日と違つて北に延びており、鮫川流域を含んで石城郡に接していたことを知り得るのである。しかしこの樣にして 白雉四年以降石城郡 が陸奥國の領域に移籍されてから、多珂郡に菊多郡が新置される養老二年に至るまで、なおその領域 には既に廢されていたとせね

が、そこに達する迄他の地域より長い年代を要しているのであり然も奈良朝初期に及んでもなお行政區劃の整備は落着 をみるに至つてないことが氣付かれるのである。 整備の激しかつたことが認められる。その結果はこの地域に新しい國である石城國が誕生をみるまでに至る えるが、 が其後この地域について特に分割、 を物語る記事から見て來たのであるが、それらの事實の示すところは結局まとめてみると次の樣に云えると思う。 情のあつたことが予想されてよいと思う。 この樣に大化改新後の舊多珂國領域に於ける行政區劃は、 多珂國の領域は他の常陸地方諸國に比べて甚だ廣大であつたとみられ、それはこの地を包含して成立した常陸國 常陸國はその成立當初異常に北に廣く延びた領域を有していたこと、そしてこの北域に於ける行政區劃の變更、 移籍など變動が多く、それと同時に順次國境を南に變更させていることによつて窺 かかる特異な事實の裏には何らかのこの地域に關する特別な然るべき 他の地域に比較すれば變動が激しかつたと、それらの事實 ので ある すな

これらの事實は何を意味していると考えられるのであろうか。その點につき推測されて來ることは、今擧げて來た常

陸北域に闘する事實より窺つてみるに、それらはいずれもこの地域が新政下に急激に他の地域並に發展し、 その行政區劃のやや長い年月に亘る激しい動きが理解出來て來ると云えるのではあるまいか。 段階に達して來て、 が常陸國で最も北にあり、 の 南の諸 國とは異つて、 その整備の過程を示しているに外ならないと思われることである。これを云いかえれば、 整備の遅れていた地域、 地形的に纒りのつかない様な廣さを有していた事實をも考え合せる時、 すなわち新開地の様相を物語ると云えよう。 かく解することにより、 實は從來の常陸地方 整備される その位

明確な歴史的始源期として大きく取扱つているのであり、この朝以後はじめてこの地が歴史の世界にはいつている點が 認められるのであり、そこに常陸地方の朝廷の地域内にはいつたことの新しいことが感ぜられて來るのであり、常陸國が 重要視されるのは、 されているこの方面の國造を拾つてくると、 るであろうことは不思議とするにたりない。 記の知識段階にあつて常陸の北邊より北に僅かの國造が知られているに過ぎないことが認められる。 ④常陸仲國造 を物語るとされていることによつてもうなづかれよう。更に津田博士が道奥石城と稱する道奥なる名稱に注目されて、 に記された國造の分布から津田博士が、 奥石城國については云う迄もなく、 カゝ かる解釋の妥當であることは、 (神武記) 大化以後の北進政策に關連するところとみられ、その北邊にあつては更にそれが後代まで認められ とあり、 常陸國より北の地域については②③のみしかあげてないことが知られるのである。 風土記の記事全體の考察からも云えよう。 道尻岐閉國については一應石城國に續く北の地域と考えられているから、 また井上光貞氏も、 ①茨城國造 また別の方面から示すものとしてここに古事記があげられよう。そこに記 (神代記) ②道尻岐閉國造(神代記) ③道奧石城國造(神武記) 大化直前に於いてその邊までが大和朝廷の北邊であること 風土記は孝徳朝を朝廷との關連を物語る そしてこの古事記 結局古事 道

大化新政の地方浸透について

する場合があつたのではなかろうかと云われているのは、この場合注目されよう。 とされ、後世陸奥國と云われる領域は順次北へ北へと及んで行つたが、或る時代にあつては陸奥國は石城地方を主體と ある時代まで朝廷の版圖の道奥、すなわち石城が北境であつた時のあつたことをその名稱が表示しているのではないか

想像出來るが、 その歴史を飾るため曾てあたかも石城國造があり石城國があつた如くにその後稱するようになつてしまつたことも充分 事記に茨城及び仲國造の存在を傳え、多珂國造に觸れてないことと、風土記に石城國が曾て多珂國であり改新後分離した のであるから、 のことを指すと考えられることである。その間の轉移については石城郡が新たに舊多珂國から分割されたにも拘らず、 としていること、そして多珂國造が石城直を稱しているところより考えるに、 と古事記にみえる道奥石城國造の解釋が問題となろう。筆者は次の樣に解釋することが可能であると思うのである。 つたとみられ、その中に石城國は考えられないし、その北にそれを求めることも更に考えられないからである。 は今風土記の記事に誤りがないとすれば、その地域は明らかに大化前代に於いて多珂國造の支配する多珂國の領域であ に考えられているようであるが、大化前代に石城國が存在したかどうかについては一寸問題があると云えよう。と云うの 名が記されているのであるから、大化前代の國造制下に石城國なる國造領域が存在したと一應みられ、津田博士もその樣 ところでここで一寸古事記にみえる道奥石城國造について觸れておきたいことがある。古事記に道奥石城國造とその 自己の古さを示さんがための單なる詐稱というより、 そこから彼等が石城國造家を稱するように變化し、 これは多珂國造が石城直を稱しており、そして多珂國造の本據が石城地方にあつたらしいことを考えて 曾ての多珂國造家が石城郡司になつたことが考えられる それが古事記に道奥石城國造と記されるにようにな 古事記の道奥石城國造は恐らく多珂國造 とする

つたと考えられはしないか。 筆者は大化前代に於ける石城國はこの樣に考えて存在しなかつたものと思うのである。 ともあれ風土記の記載を無視し得ぬ限り、 大化前に多珂國と別箇の道奧石城國の存在 は

だ疑問とせねばなるまい。 が、よく窺えると云うものではあるまいか。そして常陸の人々がその後奈良朝から平安朝初期にかけて坂東諸國 た大和朝廷の北進政策の進展に伴うものに外ならない。そこにその動きの淵源があるのであり、 のであろう。それがこの地域に於ける行政區劃變動の激しさに示されているのであり、 珂國の領域は北に異常に延びて廣汎であり、それを他の地域と同様に新政下に整備し、 北限を指しているのでなく、大化直前までに國造制下に繰込まれていた範圍を云つているのである。 えて誤りのないことが云えよう。 が朝廷の東北地方經營の重要な兵站地となつていることを知る時、(9) と共に、陸奥國仙臺平野以北に於ける朝廷の北進事業に、兵士として或は船を食糧を補給していることを知り、 廷にとつて重視されるに至つたのは、 を進める大和朝廷が、 結局このように見てくると、多珂國北邊を去ること程遠くない所が大化直前頃までの大和朝廷の版圖の北邊とほぼ考 一方その後方となつた新開地を律令體制の中に如何に着々と繰込み、整備する努力がなされ 勿論ここに版圖の北邊と云つているのは朝廷の勢威の及ぶ最前線とか大和民族の そんな古いことでなく、 大化以降とみられ、 更に明確となるものと云えよう。 朝廷の北進政策に結びつくものであ その動きは改新後一層活潑化し 取扱うに至る迄に時間を要した 順次より北へその であるからこそ多 そして常陸國が 常陸 前線 た Z カン

松岡靜雄氏「常陸風土記物語」一七、三〇頁註(1) 栗田寬氏(後藤藏四郎氏補註)「標註古風土記(常陸)」一五三—五四頁

つたとみられるのである。

大化新政の地方浸透について

(五四三) 一二五

野口保市郎氏「常陸風土記の歴史地理學的研究」二二頁など参照

- (2) 清水潤三氏、渡邊一雄氏らの御教示による。
- 3 論を展開され、これに反對する高橋萬次郎氏との間に論爭が繰返されたことがあつたが、併しこの問題はやはり養老二年に設その建置年代は大化以降大寶以前にあるべく、この養老二年は扶桑略記の說く如くむしろ廢止の時期に當るのではないかとの 續紀にみえる石城、石背兩國養老二年建置の記事については、曾てこれに疑問をさはさまれた喜田貞吉氏が歴史地 置されたものと考えて誤りがないようである。 て續紀の記事の誤りのないことを斷定されているからである。(「石城石背兩國建置沿革余考」歷史地理八三—一) 最近土田直鎭氏が紅葉山文庫本令義解紙背書き入れの古格にみえる記事を引 理 誌 上 に
- (4) 坂本太郎博士「大化改新の研究」六七一八頁
- 5 續紀神龜五年四月丁丑の條に「陸奧國請新置白河軍團。云々。」とある所からこの年以前に石背國がそして石城國も廢された考 えられている。 (井上通泰氏「上代歷史地理新考—東山道」三〇七—〇八頁參照)
- (6) (8) 津田左右吉博士「日本古典の研究」上二一四頁
- (7) 井上光貞氏「國造制の成立」(史學雜誌六〇—11)
- 9 例えば、天平九年四月戊午條、天平實字三年十一月辛未條、寶龜五年八月已已條、 年二月已未條、延曆十年十一月已未條など参照 (以上いずれも續紀) 同七年五月戊子條、 同七月已亥條、天應元

#### ひ す び

を試みた次第である。そこから得られた結果はこれまで各項に述べて來た如くであるが、その中に從來氣付かれなか に記載された孝徳朝の記事を中心にしながら、 以上を以てこの小稿を閉じるとするが、大化新政の地方浸透の事實を少しでも掘り深め得ぬものかと、 常陸に於ける律令體制の基盤を構成する地方制度の實施狀 常陸國風土 況につき考察

た新たな見解を二・三加えることが出來たようである。

代は、大化二年の改新詔の發せられた直後にあつたとはみられず、 常陸にあつて鹿 は、 滑に進んだ爲、 後の時代の國司とは異り、 地域の新政をいちはやく實施し、遂行しようとする任務を特に擔つて派遣された官職であり、 に關しこれ迄氣付かれなかつた新たな職掌が見出されて來ると云えるのである。 より一歩進めて軍事的要衝に置かれた特別の官職とみるかであつたが、ここに坂東總領の記事を檢討してくると、 來その職掌も不明確とされ、 地方に總領が着任した後にみられたと考えられるのである。 既に神郡にみられる如き舊國造領域を分割、 郡 舊 の場合も同じ年に成立していることから、 得られた結果をまとめる意味でここにその結論だけ簡單に述べるとすれば次のようである。 それが間もなく國司と區別のつかぬ官職となり、やがて消滅してしまうに至つたのは、 |國造を新郡 國の成立の場合と同様に、 その特別の官職の存在意義を失うに至つたためとみられる。 司として起用して行くという云わば舊制の單なる移行の形で郡司制の開始がみられたのでなく、 島神宮の神郡である香島郡が設置された大化五年が郡の成立開始年代とみられる。そして伊勢の度會神 その權能遙かに高く、廣い、 單に數カ國を管轄する、 郡の設置方針が宣明されてから若干の年月の經過後にみられたと考える必要があるが、 國の下級組織である郡を設けるに當つて、舊國造領域を殆どそのまま郡 併合して形成される新しい意味の郡も含まれていたことが、 特別地域に置かれた國司以上の官職と考えるか、また大局的見地 國家の彼等に期待する所甚だ大であつた官職とみられるのであ 次に總領については、 大化二年八月以降、より大化五年に近しい頃、 次に國の下級組織である郡の成 總領は本來新政着手期にあつて、 これに關連する記事が 地方の律令制 先ず常陸國が その他の地域の國司や、 そして恐らく 少い への 成立し 立につい ため、 移行が一 坂東 た年 從 7

大化新政の地方浸透について

(五四五) 一二七

備が遅れていた事實を物語ると共に、一方では改新後の朝廷の强力なる北進政策の進展に伴い、この地方の律 は、それが改新後から奈良朝初期にまで及んでいる事實を知るのであるが、そのことはこの地方が大化直前近くまで大 整備を示すものであつたことが考えられるばかりか、更にそれはその前年に施行されたと考えられている班田 三新郡の一 國が大化前代に存在したと古事記より考えられがちであるが、古事記にみえる「道奧石城國造」については別途の解釋 和朝廷の北邊であつたので、 どの結果に 立開始の年とはみられるが郡司制の成立年代とはみられないのである。その實質的成立年代は、 カ を下し得るのであり、 かる郡を設けることよりそれが開始されたことが察知されるのである。ところでこの大化五年は常陸國の場合郡の成 整備が急速に進められていつた事實も察知されて來るのである。またこの地域の中心と目される石城に關 基くことも予想されるのである。次に常陸國北域に關し特に認められる行政區劃の變動の激しさについて 據成立をみた白雉四年にこそ求められると云えよう。そしてその三新郡一據成立は、 その國は實は存在しなかつたとするのが妥當な解釋と云えよう。 他の地域の場合と同様に取扱い、 律令の規定そのままを施行する段階に達せず、それの整 律令の規定に基く郡 それよりやや下つて 令體制 し、石城 造籍

カュ 土記に孝徳 このみに止まるものでなく、 あるが、これと同樣な狀況がこの時恐らく諸地域にもみられたと思うのであり、 わらず、 以上の如くであるが、これは常陸國の場合に於ける大化新政の浸透狀況を地方制度のそれぞれから考えて來たわけで また最近それが大化改新前後の考察の手掛りとなると云われて來ているにもかかわらず、 朝 の 記事がやや多く掲げられていることが知られていながら、 問題として廣い意義を有していると云えよう。 そしてこの風土記 大化改新が昨今問題となり、 從つて常陸のこの狀況の考察は單にそ 0 研究が進んでいるにもか なおその時代を研 方常陸國風

究する史料として大きく取上げられることが少なかつたと云えるので、ここに拙ないながら敢て常陸國風土記の記事を 取上げて私考を試みた次第である。(一九五七・一一・三〇)

## 「明治初期の地圖と慶應義塾」補遺

さきに本誌 (二七卷二・三號雜報欄) によせた拙稿「明治初期の地圖と慶應義塾」發表後、これに類する

義塾名記載の地圖さらに七葉が目にふれた。補遺として左にかかげておこう。

西野古海編<br/>
撰東京全圖<br/>
明治九・七・二二御屆

兒玉彌七著(標題なし)明治九・八・一四免許

綱島龜吉編 開光東京區分全圖 明治一〇・一〇・一八御屆

大倉孫兵衞編開明東京新圖 明治一一·一一月御屆、発許

松田貞幹編 鎸 懷中東京區分全圖 明治一三・一一・七御屆

深瀬龜次郎編 明細東京御繪圖 明治一六・一・一〇御屆

阪井金三郎編新選東京全圖 明治一六・三・二六御屆

(會田 倉吉)

大化新政の地方浸透について

(五四七) 一二九